

第77回国民体育大会日光市競技会環境衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、「第77回国民体育大会日光市競技会医事・衛生基本方針」に基づき、第77回国民体育大会日光市競技会（以下「競技会」という。）における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

第77回国民体育大会日光市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会と連携を図るとともに、関係機関、団体等と相互に連携を図り、必要な環境衛生対策を実施する。

3 環境衛生対策

(1) 環境衛生に対する意識の向上

関係機関・団体等の連携し、大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、環境衛生に対する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

(2) 会場等の環境美化

関係機関・団体等と連携し、競技会場及び練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するように努める。

(3) 生活環境等の美化

関係機関・団体等と連携し、会場・宿舍等の周辺における道路等公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、ごみの不法投棄、空き缶等のポイ捨ての防止に向けた啓発に努める。

(4) 宿泊施設の衛生対策

宿泊施設の管理者に対し、宿泊者が快適な条件のもとに過ごせるよう、宿泊施設及びその周辺の衛生環境の保持に努めるよう指導する。

(5) 廃棄物の減量化・再資源化

会場等における廃棄物の発生を抑制し分別を徹底することにより、廃棄物の減量化・再資源化に努める。

(6) 飲料水の衛生対策

水道事業者及びその他関係機関と連携し、必要に応じて水質検査等を行うとともに、施設等の維持管理に関する指導を行うなど、飲料水の衛生保持に努める。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、環境衛生対策の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。